

令和5年度第3回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の変更について 生活困窮者の自立の支援に関すること（変更）</p> <p>2 茅ヶ崎市教育委員会所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び 変更について (1) 市立中学校における学校給食の実施に関すること（作成） (2) 統合型校務支援システムの導入に関すること（作成・変更）</p> <p>3 その他</p>
日 時	令和6年2月2日（金）10時00分から11時00分まで
場 所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	<p>委員 阿部秀尚（会長）、籠谷和弘、齋藤宙也、三末佳子</p> <p>事務担当課</p> <p>議題1 生活支援課（河野課長、宮川課長補佐）</p> <p>議題2 (1) 学務課（中原課長、脇領主幹） (2) 学校教育指導課（力石課長、大磯課長補佐） 学務課（中原課長、山口課長補佐、高薮主任）</p> <p>事務局 行政総務課 松岡課長、末永課長補佐、小林副主査、大曾根主任</p>
会議資料	別紙
会議の公開・ 非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

(会議の概要)

1. 開会

事務局から、会議の開会にあたり以下のとおり報告があった。

- ・ 橋本委員、山下委員及び山本委員が欠席となること。
- ・ 半数以上の委員が出席しているため、情報公開・個人情報保護審議会規則第5条に基づき、本会議は適法に成立していること。
- ・ 本会議については茅ヶ崎市情報公開条例第20条の規定に基づき、公開とすること。
- ・ 本会議については会議録作成及び公表のため録音されること。

2. 議題1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の変更について 生活困窮者の自立の支援に関すること（変更）

【事務担当課からの報告】

生活支援課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

まず、事務の概要について説明する。

令和5年11月2日に閣議決定された政府の経済対策により重点支援地方創生臨時交付金が追加されることとなり、物価高騰の家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円、住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯当たり10万円、またそれぞれの世帯に属する18歳以下のこどもに対して1人当たり5万円を給付金として支給する方針が示された。

この方針を受け、市町村の単独事業として給付金事業を実施することとなり、本市では茅ヶ崎市物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱を策定し、対象世帯の抽出や申請書類の送付及び支給可否の判断等を行うものとなる。

変更の内容としては、従前の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」に加え、「物価高騰対応重点支援給付金」の支給事務を実施することから、根拠法令等を追記するものである。

本件については、物価高騰に対して一刻も早く本給付金を支給し、特に影響の大きい世帯の負担を軽減させるため、2月1日から開始している。

個人情報の取扱いについては、これまでに引き続き、十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

- 要配慮個人情報の取扱いとして、「犯罪により害を被った事実」に丸がついているが、これをあえて取得するというのは、どのような場面を想定しているのか。
→ DV被害者等にも対応する給付金となっていることから、状況把握のために要配慮個人情報を取り扱うことを想定しているものとなる。
- 参考資料を見ると、今回実施する②③の給付金については、従前の①の交付対

象者を除く世帯等も交付対象となる旨記載されている。当該事務に関しては個人番号を取り扱うこととされているが、個人番号が記録されている「個人情報記録」において取扱対象が増えるものか。

- 対象者については、まず住民税非課税世帯のお子様が約3,000人、また住民税均等割のみ課税世帯が約4,000世帯、その世帯のお子様が約3,000人と見込んでおり、その分増えることとなる。ただし、個人番号については本市の保有する台帳等に直接書き留められることはなく、氏名、住所、生年月日等の4情報を使用して中間サーバーから適宜データを利用するものである。
- 事務の中では個人番号を利用するが、「個人情報記録」として登録票に記載のある台帳類には個人番号は記録されないということか。
- 仰るとおり、個人番号自体は台帳には記載していない。
- 引き続き個人情報の取扱いに十分留意いただきたい。

3. 茅ヶ崎市教育委員会所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について

(1) 市立中学校における学校給食の実施に関すること（作成）

【事務担当課からの報告】

学務課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

まず、新しく登録票を作成する事務の概要について説明する。

市立中学校において、学校給食法に基づく給食を実施するため、令和6年7月1日より中学校給食予約等管理システムを導入する。当該システムにおいて、所要の個人情報を取り扱うことから、個人情報取扱事務登録票を新たに作成するものとなる。

この事務においては、給食利用者が給食費の支払い及び給食の予約を行うため中学校給食予約等管理システムを運用するにあたり、氏名、整理番号の基本的事項のほか、学業・学歴、公的扶助の状況等の個人情報を取り扱う。また、要配慮個人情報である病歴に該当するものとして、食物アレルギーに関する情報を取り扱う。

これらの個人情報は、本人や茅ヶ崎市長、各小・中学校から文書又は口頭により収集する。また、中学校給食予約等管理システム委託事業者、中学校給食調理等業務委託事業者及び茅ヶ崎市長に対し、すべての情報を文書あるいは当該システムにより提供する。

なお、登録票の作成に伴い、対象者が1,000人を超える個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成するものである。

個人情報の取扱いについては十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

○ 子が小学生の頃、アトピーのお子さんがいらっしやり、当時は別鍋で、アレルギーのお子さん用の給食というものが用意されていたことを記憶している。今度の中学校の給食では、アレルギー等の理由により給食を食べられないおさんは自宅からお弁当を持参とのことだが、小学校ではアトピーなどの食物アレルギーの反応が出やすい方が多いことからそういった方用の給食を用意するが、中学校の給食からは、自宅からの食事の持参に変わるということか。

→ 小学校は各学校で自校に調理場があるが、中学校は各学校に調理場を建設することが難しいため、調理事業者に調理を委託し、それをお弁当箱に詰めて持ってくるというような形をとることとなる。

ご指摘いただいたように、小学生に比べて中学生になると徐々に成長に従ってアレルギーの症状も少なくなってくるというところもあり、また調理事業者の方でしっかりアレルギー対応食を作るために工程を分けることが難しいというところもあり、今回は給食でアレルギー対応食というものは提供できないというご案内をさせていただいている。大変心苦しいが、アレルギーのあるご家庭については家庭弁当という形で対応していただくこととなる。

今回導入する予約システムの中では、誤ってアレルギーがあるものを予約したりすることがないように、食物アレルギー情報も収集させていただき、この予約システム上で、例えば卵アレルギーがある方は、卵を使った給食の日の予約ができないような形を取り、安全に給食を提供したいと思っている。

○ 病歴に関する情報について慎重に収集し、市民周知も併せてしっかり行っていたこと、また、給食事業者からの情報も個人情報ではないが、気をつけて収集し、情報システム上で、突き合わせるということで、気をつけて運用に当たっていただきたい。

システムの運用、事務の遂行にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意して進めていただきたい。

3. 茅ヶ崎市教育委員会所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (2) 統合型校務支援システムの導入に関すること（作成・変更）

【事務担当課からの報告】

学校教育指導課及び学務課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について資料に沿って報告があった。

本件については、市内小中学校において、令和6年4月1日より、学籍、出欠、成績、保健など、児童・生徒の9年間の学校生活の状況を一元的に管理できるクラウド型の統合型校務支援システムを導入し、当該システム上で保有個

人情報を取り扱うことから、所要の登録票及びファイル簿について作成・変更を行うものとなる。システムの詳細については、本日机上配布の参考資料のとおりである。成績や進路状況等の児童・生徒の学校生活に関する情報については学校教育指導課、児童・生徒の健康管理に関する情報については学務課が所管する。

まず、学校教育指導課における登録票の作成について報告する。システムの導入に伴い、学校教育指導課所管の個人情報取扱事務登録票を新たに2つ作成する。

資料18ページの登録票に係る事務においては、通知表に反映される情報を中心として児童生徒の学習・進路状況を校務支援システムにて記録するにあたり、氏名、整理番号の基本的事項のほか、成績・評価等の個人情報を取り扱う。

資料20ページの登録票に係る事務においては、児童生徒が教材等の購入を行う際に取り扱う口座情報の管理等について校務支援システムにて運用するにあたり、氏名、整理番号の基本的事項のほか、取引情報として金融機関名・口座番号・預金種目等の個人情報を取り扱う。

いずれの事務もこれまで学校において個人情報を取り扱っていたが、システム導入により保有個人情報を検索し得る形で管理することが可能となったことから、登録票の作成対象となった。

なお、これらの登録票の作成に伴い、対象者が1,000人を超える個人情報ファイルについて資料23ページから27ページのとおり個人情報ファイル簿を作成した。

続いて、学校教育指導課における既存の登録票の記載内容の変更について報告する。システム導入により必要な登録票の変更内容について、資料30ページの変更届に一覧として載せている。いずれも事務としては既存のものが継続されるが、これまで紙媒体で取り扱っていた個人情報を、今後システムにおいて記録・運用するため、個人情報記録の様式を「マニュアル」から「電子」に変更する内容となる。

なお、これらの登録票の変更に伴い、対応する個人情報ファイル簿についても、資料37ページから43ページのとおり個人情報ファイルの種別の欄を変更した。

最後に、学務課所管分の登録票及びファイル簿の変更について報告する。

学務課所管分の各種健康診断事務（学校管理分）において、児童・生徒の健康診断に関する情報としてこれまで紙媒体で取り扱ってきた「健康の記録」「健康診断票」「受診のすすめ」について、今後はシステムで取り扱うことから、個人情報記録の様式を「マニュアル」から「電子」に変更する内容となる。

なお、登録票の変更に伴い、対応する個人情報ファイル簿についても、資料49ページから51ページのとおり個人情報ファイルの種別の欄を変更した。

以上、統合型校務支援システム導入に伴う各登録票及びファイル簿の作成・

変更について、各所管課からの報告となる。個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

- 直接こちらのシステムについてというよりも、関連した事柄について教えていただきたい。今、子どもたちの自殺やいじめのリスクを早期に検知するために、子どもの心をデータで可視化するという試みがあると聞く。具体的に言うと、東京都の渋谷区では教育ダッシュボードと呼ばれる仕組みを導入し、小中学生全員に配られたタブレット端末から収集した様々な子どもの情報を、一覧化して見るができるということをしている。中にはどんなウェブサイトを見たかといった履歴の収集もあり、このことは子どもたちに説明のうえ、保護者が望まない場合には履歴は表示させない対応がされているものようである。東京都では都立高校において再来年から導入するそうで、また、さいたま市は来年から全小中学校特別支援学校に導入、埼玉県の前橋市では実証実験中で、前橋市の場合は友人関係や家庭での会話などを聞くアンケートの回答情報も含んでいるとのことであった。大阪府の箕面市においてもこうしたシステムを導入したが、当該システムにより自殺やいじめのリスクがある生徒ではないかと判定されたのは、結果的にはすべて以前から、教職員が気にかけていた子だったということであった。このことについては相当な個人情報の収集になると個人的に考えている、茅ヶ崎市では、こういったシステムの導入に踏み込む考えはあるのか、教えていただきたい。
- いじめや自殺願望等のような、子どもたちの心の揺れや悩み等を把握するということでは、今ご紹介いただいたように各自治体が様々な取り組みがされている中で、本市においても「心のコップアンケート」というものを現在複数の学校をピックアップして実証実験している。全体への導入についてはまだ様々な課題があるが、子どもたちのストレスがたまるとコップの水が溢れていくというような表現で、定期的に子どもたちの心の変化を見取って早期発見につなげていくという取り組みについて、研究を進めているところである。学校の負担や、子どもたちがどのように発信できるか等、様々な課題がある中で、近く全て導入するというところまではいかないが、数年にわたり継続して研究している。

子どもたちのウェブサイト等の閲覧履歴については、学校で利用される端末等にはフィルターがかかっていて個人のスマートフォンのように自由にウェブサイト等が閲覧できない状況であることもあり、履歴等を調査して子どもたちの変化を見取るということは今のところされていない。
- 児童生徒の様子等については、今はまだシステムの記録には反映されないということか。
- 委員から質問いただいた事例のような児童生徒の様子等について反映す

る予定はないが、個人カルテというシステムがある。その中では、欠席が増加していることや、あるいは先生や、学校の方でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教育相談員等の心のケアをしている方達の気づきを入力したものが閲覧できるようなシステムになる予定である。その中で、子どもたちの心の状態をキャッチしていくようなことは考えているところである。

○ 接続について I P アドレス制限をするということは、使用イメージとして、各教職員は学校の P C 等からアクセスして利用するという認識でよいか。

→ システムにアクセスできるのは、主に学校の校務用の端末を考えているところである。ただし、本市の学校で導入されている教育用のタブレット端末でもシステムを使うことが可能となる。教職員がタブレット端末を教室に持って行き、子どもたちの健康の様子を確認してその場で入力したり、あるいは先ほど申し上げたような気づきをその場で入力したりということを可能にするため、教職員用のものに限り教育用のタブレット端末からアクセスを可能とするものである。ただ、この端末についても学校外で使用することはできないようになる。

○ 校務支援システムというのはおそらく多くの自治体で導入されつつあり、導入すること自体がほとんど前提であって、あとは自治体ごとにシステムでどこまでのことをするかということが先ほども問われていたところになると思われる。

「生徒が自殺について調べている」等の情報から兆候を見いだす、というような道の一つ切り開いて自殺を少しでも減らしたいという一方で、そこまでするとプライバシーの問題等、個人情報取得としては過剰すぎるという、両方の悩ましいバランスがある。学校がほとんど再開されている今であれば、ある程度、学校の先生の方で気づけるものもある。履歴取得等の過剰な介入はせずとも、これまでどおりの教育者と生徒の触れ合いの中で気づけるものに関して、内輪で共有するため先生方がそれぞれシステムに入力するというような使い方をしていく、大まかにはそのような見取り図になるという理解でよいか。

→ ご質問の中で、自殺やいじめの見取りというところから話が始まったが、今回導入するシステム自体はそのような役割が主となるものではなく、教員の働き方改革や、または教員が異動しても 4 月当初から困難なくスムーズに業務に当たれるというようなところに大きなメリットがあるものとなる。

その中でも大きなものは小学校中学校が同じシステムを使うというところで、9 年間の繋がりの中でのいわゆる児童生徒指導上の情報についても、先ほどカルテという言葉も使わせていただいたが、しっかりと共有をした上で子どもたちを見守っていくことができる。今後は学校現場においても社会の流れに従いどんどん I C T が導入されていくと思われるが、学校現場にお

いては、今お話しいただいたように、子どもたちをしっかりと教員の感覚や目で見ていく。人と人との繋がりというところを大事にしながらも、こういったシステムを入れることが少しでも先生方の働き方改革に繋がり、教育の充実がもっと進んでいくものであるというふうにとらえている。

○ 導入と運用に係る事柄について伺いたい。

机上配布の参考資料はシステム導入にあたっての提案書や仕様書の一部かと思うが、この業者の選定について伺う。個人情報、特に指導要録等においては学校での過ごし方等の情報があるということで、場合によってはかなり世間の耳目を集める、機微に関わるような情報が入ってくる可能性があるシステムであると考えている。十分注意されているとは思いますが、業者選定にあたっての選定要件等の内容についてきちんとされているかどうかを確認したい。

→ 運営者の選定要件については、プロポーザルの際の企画提案者選考要領において「個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること」を条件とし、また企画提案書作成要領においては、「提案事業者の情報資産取り扱いに関する認証取得等を記載すること」を示した。本システムの委託業者である内田洋行については、ISO 9001、ISO 27001及びプライバシーマークを取得しているということ、また内田公共クラウドについてはISO 27017を取得していることを確認している。

○ 業者選定や契約にあたっては十分に留意していただいているとのことで承知した。続いて2点、運用にあたっての件で確認したい。

まず、学校の現場ということ、このシステムや小中学校の建物に関しては市の所管とのことだが、人事の方が県の教育委員会の所管になると思われる。教職員の教育研修体制について十分に県の方と確認し、研修教育の状況を市の方でも把握できるようになっているのか。

もう1点、システム上の個人情報へのアクセスについて、ログの確認が定期的にされる等の対応がされるのか。不必要なアクセスを完全に防ぐことは難しく、教職員には不要な情報へのアクセスはしないように呼びかける等されることになると思うが、必要以上の、不審な情報閲覧等がないかどうかの監視・管理体制について伺いたい。

もしセキュリティに関することがあれば、そちらの方は議事録において一部非公開の対応をとらせていただく。

→ まず、教職員の研修について、県費の教職員に対しては初任者研修と年次研修等があり、それらの中で情報セキュリティについての研修も実施されている。また、学校ごとの校内での日常的な情報管理というところについては、職員会議等で管理職の方から研修がなされている状況である。本システムの取り扱いに対する研修についても、現在導入研修を始めており、年度が変わ

って本稼動になったところでも保守業者である内田洋行からの研修もあり、随時、ICT支援員からシステム操作のフォローをしていただく予定となっている。

続いて不用意なアクセスの防止について、まず、学校間で他校の情報は閲覧できない設定となっている。アカウントごとに管理職、確認主任、担任等の権限の設定ができるようになっており、権限が無ければ同じ学校であっても他クラスの情報について閲覧はできない。また、管理職の方では、誰がいつ何を見たか等の操作ログを確認できるようなシステムになっている。

- ログの監視に関して、教育委員会の方で何か対策はとられているのか。
- 教育委員会の方でも閲覧・確認はしていきたいと考えている。基本的に不正なアクセスについては、業者の方にも確認をしていただくことになると思われる。
- 定期的な監査の予定はあるか。
- 今後、こういったタイミングで確認していくかということを含め、改めて協議し、設定していきたいと考えている。
- 先日個人情報保護委員会の方からも、ログを定期的を確認し、必要に応じてマニュアル等備えるようにという指摘がされたところである。定期監査についての対策もしっかりとっていただき、運用に当たっていただくようお願いしたい。

児童生徒の機微に関わる情報等が取り扱われ、またやはり人が携わる事務であることから対策が難しいところもあるかと思うが、万が一事故等が起きた場合にはすぐに対処できるような形で、本来の目的である教職員の業務負担の軽減というところが達成されるように、運用していただければと思う。

4. 議題3 その他

事務局から、現在の委員の任期が3月末をもって満了となることに伴う挨拶がされ、また次年度以降も継続委嘱される委員に対して、次回審議会については後日日程調整を行う旨の説明があった。